

掛川市条例第52号

掛川市健康ふれあい館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市健康ふれあい館条例の一部を改正する条例

掛川市健康ふれあい館条例（平成17年掛川市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中	「	500円	「	510円	を に改め、同表
		250円		250円	
		10,000円		10,280円	
		300円		300円	
		7,000円		7,200円	
		200円		200円	
		1,900円		1,950円	
		」		」	

備考3中「1,900円」を「1,950円」に、「500円」を「510円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市健康ふれあい館条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。